

別記様式第2号（第9条関係）

その1	
<h2 style="margin: 0;">営業の方法</h2>	
営業所の名称	スナック秋田
営業所の所在地	秋田市山王三丁目〇番〇号 〇〇ビル2階
風俗営業の種別	法第2条第1項第 1 号の営業
営業時間	<p>午前 6 時 00 分から 午前 0 時 00 分まで 午後 〇 時 〇 〇 分まで</p> <p>ただし、 午前 〇 時 〇 〇 分から 午前 〇 時 〇 〇 分まで 午後 〇 時 〇 〇 分まで</p>
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	<p style="color: red;">営業所の出入口ドア付近に「18歳未満立入禁止」と記載したプレートを貼付する。</p>
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	<p>①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 客の求めに応じ、総菜のほか、ピーナッツ、サラミ等の乾きものやフルーツを提供する。調理は、電子レンジで温める程度とする。</p>
酒類の提供	①する ②しない
	<p>①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 客の求めに応じ、ビール、ウイスキー、焼酎を提供する。 未成年者か不明な場合は、身分証明書等の提示を求めて確認する。</p>
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
料	金	セット料金 4,000 円、ビール 1,000 円 ウイスキー 7,000 円から 14,000 円、焼酎 4,000 円		
料金の表示方法		壁、ついたて等、客の見やすい場所に掲示するほか、ケースに入れ、 テーブルの上に置く。		
役 務 提 供 の 態 様	客の接待をする 場合はその内容	談笑の相手となったり、お酌をして接待する。 カラオケで歌うことを勧め、デュエットする。		
	客の接待をする 場合は接待を 行う者の区分	常時当該営業 所に雇用され ている者	2 名	
		それ以外の者	名	
			主 た る 派 遣 元	(ふりがな) 氏名又は名称
			住 所	〒 () () 局 番
		(ふりがな) 法人にあつて は、その代表 者の氏名	-----	
客に遊興を させる場合は その内容 及び時間帯	遊興の内容	例1：不特定の客にカラオケを勧めて歌わせる。 例2：生バンドの演奏を客に聞かせる。		
	時 間 帯	午前 6時 00分から 午前 0時 00分まで 午後		
(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)				
客室	和風のもの	室	その他のもの 1 室	